

1 新生児聴覚検査の内容等

【意義】

先天性の聴覚障害を早期発見し、適切な支援を行うことで音声言語発達等への影響が最小限となる。

【対象】

生後間もない新生児
※任意検査であり自由診療

【方法】

入眠中に機器を使用し、微弱な音への反応を確認



2 体制整備に向けた都の取組

(1) 平成31年4月から都内全区市町村で公費負担制度を導入

- 都、区市町村、東京都医師会の間で公費負担制度の協議を実施 (H29.12～)
- 内容
 - ・公費負担額は3,000円
 - ・区市町村が共通受診券を配布
 - ・都内であれば、住所地以外の区市町村の医療機関でも使用可

(2) 公費負担制度以外の取組

- 新生児聴覚検査リファーマーのファミリーサポート事業 (H31年度時限)【都民提案事業】
 - ・医療機関における検査機器の購入補助 (基準額300万円、1/2補助)
 - ・区市町村において相談支援を担う保健師等の配置支援 (基準額650万円、1/2補助)
- 検査を受けられる医療機関等の情報をホームページに掲載
- 関係機関向け研修会等を実施
- 「新生児聴覚検査実務の手引き」作成、配布

(3) 専門家による検討

○「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」(H30.2.1～31.3.31)

- ・H29年度 1回、H30年度 3回開催
- 公費負担制度の円滑な実施に向け、都と区市町村、専門家等で構成する会議を設置
- 都内共通の運用ルールの検討
 - ・検査可能な医療機関の把握
 - ・難聴が疑われる場合の医療機関から区市町村への連絡方法
 - ・専門的相談や療育につなげる対応 等

○「新生児聴覚検査振り返り検討会」(R1.12.9～2.3.31)

- ・令和元年度1回開催
- 公費負担制度開始後の検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等について検討する会議を設置
- ・新生児聴覚検査の実施状況と東京都の取組
- ・公費負担制度開始後の課題の共有と検討

「新生児聴覚検査連絡協議会」の設置

(R2年度～ 年1回程度の開催)

- 公費負担制度の継続、平常化を踏まえ、検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等について検討する会議を設置
- **母子保健運営協議会の部会である母子保健事業評価部会の作業班**として位置づけ
- 新生児聴覚検査の実施に関わる区市町村や医療機関における課題の共有と検討を行い、新生児聴覚検査事業の円滑な実施に繋げていく

※ 国通知により、関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築することとされている